

えひめ愛顔の子ども芸術祭 障がいのある子どものための特別プログラム 実施業務仕様書（案）

1 業務名

えひめ愛顔の子ども芸術祭 障がいのある子どものための特別プログラム実施業務

2 業務の目的

愛媛県（以下、「県」という。）では、本年10月18日から11月3日の間、えひめこどもの城（以下、「こどもの城」という。）を舞台に「えひめ愛顔の子ども芸術祭2025」を開催することとしている。開催にあたり、国籍や世代、障がいの有無に関わらず、多くの方々に芸術祭を楽しみ、参加いただけるよう、本業務では特に、障がいがあることで、芸術に触れることが難しい子ども達を対象に、芸術祭を体感できるプログラムを実施し、文化芸術に触れる機会を提供することを目的とする。なお、本業務は「アートベンチャーエヒメ」と連携して実施する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

（1）対話型鑑賞ツアーの実施

子ども芸術祭にて展示されている子ども達の作品を、県立松山盲学校（以下、「松山盲学校」という。）の生徒が対話等により作品鑑賞を行い、芸術祭を体感できるツアーを実施する。

なお、ツアーに向けては、作品鑑賞の伴走者の育成が必要であることから、次のとおり、子ども芸術祭のプログラムや、アートベンチャーエヒメ事業の講座に各分野の専門家を派遣すること。

①講師派遣概要

アートベンチャーエヒメ アクセス実践講座（とべもり+）第1回

ア 日時：令和7年7月7日（月）

イ 場所：愛媛県美術館（松山市堀之内）

ウ 内容：視覚障がいの概要及び対話による美術鑑賞についての講座

エ 講師：松山盲学校教員2名（無料）

障がい者芸術の専門家1名

白鳥建二氏（全盲の美術鑑賞者/写真家）

春日美由紀氏（Art&Communication Lab. うるとらまりん主宰）

アートベンチャーエヒメ アクセス実践講座（とべもり+）第2回

ア 日時：令和7年8月6日（水）、7日（木）

イ 場所：こどもの城（松山市西野町乙108-1） ほか

ウ 内容：子ども芸術祭アートキャンプにて子ども芸術祭について学ぶ

エ 講師：春日美由紀氏（Art&Communication Lab. うるとらまりん主宰）

アートベンチャーエヒメ アクセス実践講座（とべもり+）第3回

- ア 日時：令和7年9月、10月の平日
- イ 場所：松山盲学校（松山市久万ノ台112）
- ウ 内容：授業参観及び担当教員へのヒアリング 等
- エ 講師：春日美由紀氏（Art&Communication Lab. うるとらまりん主宰）

対話型鑑賞ツアー

- ア 日時：令和7年10月27日（月）
- イ 場所：えひめこどもの城（松山市西野町乙108-1）
- ウ 内容：松山盲学校の生徒による対話型鑑賞を用いたアート作品の鑑賞ツアー
- エ 講師：白鳥建二氏（全盲の美術鑑賞者/写真家）
春日美由紀氏（Art&Communication Lab. うるとらまりん主宰）

②業務内容

- ア 松山盲学校及び講師等との連絡調整、ツアーの当日運営を行うこと。
- イ 講師等への旅費及び謝金の支払い等を行うこと。
 - ・松山盲学校の講師謝金は発生しない。（旅費のみ発生）
 - ・白鳥氏：旅費（水戸⇄松山、電車移動、3泊4日を想定）
随行者1名分も同額分見込むこと
 - ・春日氏：旅費（岡山⇄松山、電車移動、2泊3日を想定）
 - ・謝金（企画の提案後提示）
- ウ バスの手配は、県と調整のうえ行うこと。（県が仮予約済み。予算額72千円）
なお、運行時に発生した事故の処理及び損害賠償については、受託者が運送事業者等と対応することとし、県はその一切の責任を負わない。
- エ ウの運送実績に応じて、当該事業者に対し運賃及び料金を支払うこと。

（2）子ども芸術祭体感ワークショップの実施

世代や障がいの有無に関わらず、子ども芸術祭を体感できるワークショップを実施する。

①実施概要

- ア 期間：令和7年10月18日（土）から令和7年11月3日（月・祝）の期間中
- イ 場所：こどもの城（松山市西野町乙108-1）
- ウ 内容：子ども達が自由に芸術祭を体感するワークショップ（全2、3回程度）
- エ 講師：文化芸術に係るワークショップ専門家（ジャンルは問わない）

②業務内容

- ア こどもの城の敷地内（屋内を想定）で実施できる内容とすること。会場の広さ等、必要に応じて、人数制限を適切に行うこと。
- イ アに係る人数制限を行うため、参加者の事前募集等を実施する場合は、こどもの城と連携して広報等を行うこと。
- ウ ワークショップ開催にあたり、イベント保険に加入すること。
- エ 参加者から入場料、参加料及びそれに類する代金を徴収しないこと。

（3）クロージングフォーラムの開催

子ども芸術祭のフィナーレを飾る、フォーラムを開催する。

- ①日 時：令和7年11月3日（月・祝）午後2時間程度を想定
- ②場 所：こどもの城（松山市西野町乙108-1）多目的ホール（想定）
- ③登壇者：アートベンチャーエヒメフェス2025関係者、こどもの城関係者（調整中）

- ④内 容：子ども芸術祭、アートベンチャーエヒメフェス 2025 の振り返り 等
- ⑤記 録：イベントの様相を記録し、アーカイブすること
- ⑥その他：実施にあたってはアートベンチャーエヒメの公開講座との同時開催を想定しているため、実施内容については東京藝術大学と調整すること。
- ⑦業 務：
 - ア イベントの企画・運営
 - イ 実施運営マニュアル、進行台本の作成
 - ウ 美術、音響、照明等のプランニング及び実施
 - エ 出演者に対する出演交渉、連絡調整、出演に要する経費の支払
 - オ 会場担当者との調整、会場（備品等含む）の使用に要する経費の支払
 - カ 会場配置計画、図面の作成
 - キ イベント当日の運営・進行管理
 - ク 会場の設営・撤去
 - ケ 各種広告媒体による広報
 - コ 音楽著作権使用料等、音響使用に要する経費の支払
 - サ イベント内容の記録等

6 事業計画書及び報告書の提出

（１）事業計画書

受託者は、契約締結後、県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。

（２）報告書

①提出物

- ・実績報告書（A4版） 紙媒体、電子媒体 一式

②提出期限

- ・令和8年1月30日（金）

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

（１）成果の帰属

- ①成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- ②成果及び委託用務のために使用された県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保される。

（２）秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県不了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、本業務に従事している者等が、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は県に協議することとする。

10 その他

- （1）業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- （2）業務に要する経費は、受託者において負担すること。
- （3）本仕様書に定めのない事項及び内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。
- （4）上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。